

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【告 示】		危機管理課		目次
○ 平成二十八年度自衛官募集（航空学生）	〃	〃		
○ 平成二十八年度自衛官募集（一般曹候補生）	〃	〃		
○ 平成二十八年度自衛官募集（自衛官候補生）	〃	男女共同参画青少年課		
○ 優良図書の推奨	〃	健康推進課		
○ 有害図書の指定	〃	耕地課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃	治山課		
○ 土地改良事業計画の変更の認可	〃	水産課		
○ 保安林の指定予定	〃	県民生活交通課		
○ 漁船保険付保義務の消滅	〃	〃		
【公 告】		〃		目次
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請	〃	〃		
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	〃	〃		
○ 〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃		目次
○ 土地改良区の定款変更の認可	〃	〃		
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

◎岡山県告示第四百三十一号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生のうち航空学生は、次のとおりである。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生（男子・女子）

二 応募資格

1 平成二十九年四月一日現在十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

2 高等学校又は中等教育学校卒業者（平成二十九年三月卒業見込みの者を含む。）

3 2に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者

4 高等専門学校第三学年次修了者（平成二十九年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

1 平成二十八年七月一日から同年九月八日まで

2 平成二十九年三月の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

1 第一次試験 平成二十八年九月二十二日

2 第二次試験 平成二十八年十月十五日から同月二十日までのうち指定する一日

3 第三次試験

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

(1) 海上自衛隊 平成二十八年十一月十七日から同年十二月十四日までのうち指定する一日

(2) 航空自衛隊 平成二十八年十一月十二日から同年十二月十五日までのうち指定する期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 第一次試験の合格通知で指定する場所

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他六箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定月

平成二十九年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 全国採用予定人数（平成二十七年参考）

1 海上自衛隊 約七十名（うち女子若干名）

2 航空自衛隊 約五十名（男女の区分なく決定）

十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

◎岡山県告示第四百三十二号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成二十八年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生（男子・女子）

二 応募資格

平成二十九年四月一日現在十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

1 平成二十八年七月一日から同年九月八日まで

2 平成二十九年三月の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

1 第一次試験 平成二十八年九月十六日及び同月十七日のうち指定する一日

2 第二次試験 平成二十八年十月六日から同月十二日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) T K P 岡山会議室（岡山市北区磨屋町）

(3) 高梁市文化交流館（高梁市原田北町）

(4) 津山圏域雇用労働センター（津山市山下）

2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

八 採用予定月

平成二十九年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 全国採用予定人数（平成二十七年参考）

- 1 陸上自衛隊 約二千六百七十名（うち女子約二百名）
2 海上自衛隊 約千名（うち女子約四十名）
3 航空自衛隊 約七百五十名（男女の区分なく決定）

十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせることを。

- 自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七
自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四
ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

◎岡山県告示第四百三十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十八年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子・女子）

二 応募資格

採用予定月の一日現在十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 平成二十八年七月一日から同年九月八日まで
- 2 平成二十九年三月の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 3 適性検査
- 4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

- 1 男子 平成二十八年九月十四日から同月二十八日までのうち指定する一日
- 2 女子 平成二十八年九月二十三日から同月二十七日までのうち指定する一日

七 試験場

- 1 男子
 - (1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
 - (2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
 - (3) 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

- (4) 津山圏域雇用労働センター（津山市山下）
2 女子

- (1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
八 採用予定月

平成二十九年三月下旬から同年四月上旬までの間
九 採用予定人数

- 1 平成二十八年度全国採用予定人数

- (1) 陸上自衛隊 約七千二百二十名（うち女子約五百七十名）
(2) 海上自衛隊 約千二十名（うち女子約百二十名）
(3) 航空自衛隊 約千三百五十名（うち女子約八十名）

- 2 平成二十七年度岡山県採用実績（参考）

- (1) 陸上自衛隊 七十九名（うち女子七名）
(2) 海上自衛隊 二十一名（うち女子二名）
(3) 航空自衛隊 二十八名（うち女子一名）

- 十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

- 自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六―〇三六一
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二―五六三七
自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二―七三五八
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二―二三一四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四―二八二四
ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第四百三十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作	発 行 所	対 象
1	まだかな まだかな	竹 下 文 子	絵	ポ プ ラ 社	幼 児
2	うどん対ラーメン	田 中 六 大	作	講 談 社	小学生（低）
3	おばけやさん6 はじめてのおみせばんです	おかべ り か	作	偕 成 社	〃 （中）
4	サバンナを生きる ゾウのこども	ガブリエラ・ジュチーグラー	写真・文	徳 間 書 店	〃 （中）
5	なるほど！お金のはなし	たかはし ふみこ	訳		
		マーティン・ジェンキンス	文	B L 出 版	中 学 生
		きたむら さとし	絵		
6	七十二歳の卒業制作 学ぶこと、書くこと、生きること	吉 井 一 美	訳		
		田 村 せい子	作	福 音 館 書 店	中 学 生
		岡 本 よしろう	画		
7	アボリア 明日の風	いとう み く	作	童 心 社	中 学 生

◎岡山県告示第四百三十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十八年八月五日

岡山県知事			伊原木 隆 太	
番号	種 別	名 称	発行者等	
1	月 刊 誌	裏モノJAPAN 8月号	鉄 人 社	
2	〃	チャンプロード 7月号	笠 倉 出 版 社	
3	〃	恋愛白書パステラル 7月号	宙 出 版	
4	〃	実話ナックルズ 8月号	三ッオソ出版	

◎岡山県告示第四百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

しもがた薬局

真庭市下方五八四番地一

平成二十八年七月十五日

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

◎岡山県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

勝英土地改良区

二 地区名

勝田郡奈義町柿

〃 〃 頓地

津山市原

美作市余野

〃 西町

〃 御門南

〃 河内

〃 美久津

〃 向原

〃 馬形

〃 宗掛

勝田郡勝央町神五郎

〃 下町川西

〃 下町川東

〃 高根

〃 河原

〃 大鳴

〃 中石生

〃 河原五部

〃 豊上

〃 美野北

〃 美野立石

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

三

認可年月日

平成二十八年七月二十一日

奥大谷

明見

中尾西

中尾東

上相

下香山

四ノ谷

〃
広山

美作市田殿

為本

烟屋

岡黒土

植月中

下村

平
広

田中

鳥羽野

高屋

植月東

下石生

上香山

芝尾

豊下

曾井

美野南

豐西

豐中

◎岡山県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市原字上細瀬一の九、字塩垣一五八四の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十四年岡山県告示第五百二十五号（乙島・柏崎加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年七月二十三日限り、消滅した。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 乙島・柏崎加入区

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三二六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 G O O Y a

三 代表者の氏名

藤井 剛

四 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町鴨方一七三九番地九一

五 定款に記載された目的

この法人は、浅口地域子育て中の家族に対して支援および地域における子育て・子育て環境の向上に資する活動を行うことによって次世代の健全な育成に寄与し、希望に満ち溢れた社会を創造することを目的とする。

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三二七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心の扉

三 代表者の氏名

長谷川香織

四 主たる事務所の所在地

岡山市東区可知五丁目五〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、「心の病」を抱えた当事者、家族、又学校に行かない子供達と家族に対して、生活支援、相談、交流、研修、啓発活動等の事業を行い、多くの市民の方々と共に互いに学びあい、互いに支えあつて生きる豊かな地域を作ることとする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地、社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉敷子育てネットワーク・たんぽぽファミリー

三 代表者の氏名

虫明さとみ

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島乙島一〇五一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、妊産婦や子育て中の母親に対して子育て支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三二九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人e倶楽部

三 代表者の氏名

入屋 健二

四 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西一丁目二八番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内外の不特定多数の国民・団体に対し、社会技術の啓発と伝承及び、企業、行政、大学とのネットワークの構築により、快適な自然環境の保護・再生と健康で豊かな社会を構築するという公益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 認可年月日

平成二十八年七月二十八日

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三三一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

赤羽根新開水路（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年八月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三三二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十八年八月五日

事業主体	地区名	岡山県知事	
		伊原木	隆 太
高崎土地改良区	汐廻丘1番	工 種	
		農道舗装	完了年月日
		二八・七・八	

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字野荒四一八一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一三ー一二アーバンコートC一〇二

三島 武志

三島 英美

三 許可番号

岡山県指令建指第六九号

平成28年8月5日 岡山県公報 第11810号

〔三三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年八月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三六七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田九五六―二エテルノヴィラ二〇五号

坂本 浩二

三 許可番号

岡山県指令建指第八二号